

能登町地域経済緊急対策事業

地域で頑張るあなたを**応援**します！

申請期間

5月8日(金)～

6月30日(火)まで

◆能登町持続化応援給付金

■宿泊業がんばる応援給付金事業

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動自粛などにより、宿泊者が激減し、経営に深刻な影響を受けている町内の宿泊事業者に対して支援を行います。

○給付金対象者

1. 旅館業法の規定により許可を受けていること
2. 令和2年5月8日時点で許可を受け、今後も営業を継続する意思があること
3. 町税等の滞納がないこと
4. 研修施設等または同様の形態での営業ではないこと

○給付金の額

10万円～70万円

【基礎給付金 100,000円

＋加算給付金（前年宿泊客数による）】

■飲食店がんばる応援給付金事業

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている町内の飲食店事業者に対して支援を行います。

○給付金対象者

1. 食品衛生法第52条の規定により飲食店の営業許可を受けていること
2. 年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること
3. 令和2年5月8日時点で許可を受け、今後も営業を継続する意思があること
4. 能登町宿泊業がんばる応援給付金の給付金を受けていないこと
5. 町税等の滞納がないこと

○給付金の額

おおむね週5日以上を飲食店を営業しているもの 10万円 / 上記以外のもの 3万円

◆能登町テイクアウト応援事業

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた外食の自粛要請などにより、売上が減少している中、食事の持ち帰り若しくは食事の配達又は移動販売などで売上を確保する取組を行う飲食事業者に対して経費の一部を補助します。



○給付金対象者

1. 食品衛生法第52条の規定により飲食店の営業許可を受けている
2. 令和2年5月8日時点で許可を受け、今後も営業を継続する意思があること
3. 町税等の滞納がないこと

○補助金対象経費

補助金の対象経費は、飲食店等でのテイクアウト等への実施に当たり、必要となる初期費用とし

て次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの期間内に代金を支払ったもの。

- (1) 弁当の容器
- (2) 広告費

○補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）とし、10万円を上限とする。

※各種制度の詳細については、ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

申請がまだお済みでない方は、速やかに申請をお願いします。

☎ふるさと振興課 ☎ 62-8526

ひとりひとりの暮らしのために

「特別定額給付金」

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に国で決定され、1人につき10万円の給付を行う支援策です。

受付期間は8月17日(月)までです。期限内の申請をお願いします。

スムーズな申請に

ご協力ください

町では、受給権者となる世帯主の皆さんに「特別定額給付金」の申請書類をお届けしました。同封の記載例を参考にお手続きを行ってください。また、郵送手続きのほか、オンライン申請や役場窓口での受付も実施しています。国の支援の趣旨をご理解いただき、早めの申請手続きをお願いいたします。

給付対象者	基準日（令和2年4月27日）において能登町の住民基本台帳に登録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

給付の額

給付の対象者1人につき 10万円

申請方法

①郵送による申請

町から世帯主宛に郵送された申請書に **○本人確認書類の写し ○振込先口座の確認書類の写し** を添付し同封の返信用封筒に入れて投函ください。

※切手は不要です。

②オンラインによる申請

政府のマイナポータル上の申請画面から必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードして電子申請を行ってください。

※電子署名により本人確認をするため、本人確認書類は不要です。ただし、世帯主がマイナンバーカードをお持ちの場合のみです。

③窓口による申請

記載方法がわからない場合は、郵送やオンラインのほかに窓口でも申請することができます。申請場所や時間は次のとおりです。

場 所	受付場所	受付時間
能登町役場	4階臨時事務所	平日9:00～18:00
各支所	各窓口 (申請支援窓口)	平日8:30～17:15

※窓口での感染防止のため、できる限り①、②の方法で申請ください。

○本人確認書類とは…

免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのもの1点

顔写真付きの身分証明書がない場合は、保険証と診察券などの書類2点

○振込先口座の確認書類とは…

通帳（口座番号がわかる部分）やキャッシュカードのコピー等

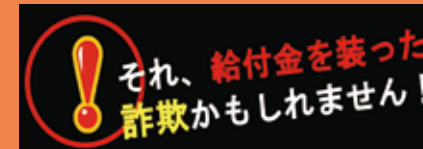
※ご家庭で添付書類のコピーができないときは、最寄りの支所窓口や公民館・郵便局でコピーすることができます。（今回の申請に必要な書類に限り、無料です。）

なお、申請書等は公民館ではお預かりできません。近くのポストに投函となります。

能登町特別定額給付金コールセンター

☎ 62-0960

平日9:00～18:00



町からATMの操作や、手数料の振込みを求めることはありません。

議 会

令和2年第3回
5月会議

第3回

能登町議会 5月会議は、5月8日に開会し、会期を1日間と定め、報告1件、議案1件が上程されました。持木町長が提案理由を述べ、審議の結果、議案1件は原案のとおり可決されました。

■報告：1件

・専決処分の報告について（令和元年度能登町一般会計補正予算（第7号）について）

■可決された議案：1件

・令和2年度能登町一般会計補正予算（第1号）

ふるさと能登町応援寄附

（ふるさと納税）



能登町へのふるさと納税
ありがとうございます！

ふるさと
能登町
応援寄附



ふるさと納税制度とは？

生まれ育ったふるさとや、ご自分が応援したいと思う自治体へ直接寄附ができる制度です。寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、所得税の還付、住民税の控除が受けられます。また、寄附者ご自身で寄附金の使い道を指定でき、地域の名産品などのお礼の品をいただくこともできます。

能登町のふるさと納税は？

近年寄附額は約2億円を受入れている、活力ある住みよいふるさとづくりを推進し、地域の魅力向上を図るため、町の各種事業に活用しています。毎年、能登町に全国の大勢の方から応援をいただいています。

お礼の品としては、町内42事業者によって、肉、米、魚介類などの地場産品約200品が登録されています。

令和元年度の寄附金の活用策

寄附金は「ふるさと振興基金」として積み立て、令和元年度には下記の施策に有効活用しました。

事業の種類（寄附金の使い道）	事業名
地場産業の育成事業	能登町産米ブランド化推進／畜産競争力強化対策整備／流域林育成整備／大和堆漁場対策／創業・継承支援
観光・地域振興事業	のときりしま振興／レンタカー誘客助成
移住・定住促進対策事業	定住促進（定住促進助成金）
子育て・社会福祉活動事業	配食サービス／母子保健推進
教育水準の向上事業	小・中学校パソコン教室用パソコン
スポーツ・地域文化活動事業	猿鬼歩こう走ろう健康大会
防災・防犯対策事業	防災備蓄品
環境保全対策事業	防犯灯省エネルギー化対策補助／住宅用太陽光発電システム設置補助
その他町長が必要と認める事業	第二次能登町創生総合戦略策定

能登町は、全国の方々からのご寄附をさらに増やしていくために、町民の皆さまにもご協力いただきたいと思います。ふるさと納税制度の概要と令和元年度の寄附金の活用策をご紹介します。

近年の実績

年度	件数	金額
平成29年度	9,617	186,396,299円
平成30年度	10,437	197,678,000円
令和元年度	8,157	198,477,000円



のとキリシマツツジ園



猿鬼歩こう走ろう健康大会

○町外の方に ぜひご紹介ください！

能登町へふるさと納税いただくと、「能登町外在住の人」にはお礼の品をお贈りします（能登町在住の人にはお礼の品はお贈りできません）。「能登町が好き！」「能登町を応援したい！」という町外のお知り合いがいましたら、ふるさと納税申し込みサイトをご紹介します。

ふるさと納税ポータルサイト

「ふるさとチョイス」

<https://www.furusato-tax.jp>

ふるさと振興課
☎ 62-8526



「移住・定住促進住宅」候補物件

募集開始



能登町定住促進協議会は平成27年に設立以来、人口

減少対策として、集落の活動維持・活性化を第一優先として活動し、おかげさまで94世帯155人の移住者が暮らし始めています。

現在、15〜20世帯の移住相談を受けていますが、賃貸ですぐに入居できる住まいが少なく、移住開始できない方もいます。その対策として、空き家を借り上げ、整備・改修し、移住者に貸し出す事業を行っています。令和元年度までに11棟（小間生・大箱・中斉・神和住・寺分・宇出津・小木など）を整備し、移住者に提供しています。

そこで、今年度さらに空き家を整備・改修し、移住者に移住・定住促進住宅として提供するのための候補物件を募集します。

■次のすべてを満たす方が申請できます

・申請者について
①対象物件と土地の相続手続き（登記）が完了しており、申請者の所有になっている。（共有物件

の場合は書面による共有者の同意が必要）
②町税等の滞納、破産手続（更生、再生含む）、暴力団関係者ではない。

・物件について ※土地含む
①現時点で居住可能であり、雨漏り、床、天井、被害、屋根裏等の構造体について修繕の必要がない。また、獣による被害がない。
②強制執行（仮差押え、仮処分、担保権）されておらず、抵当権等がない。

■借り上げに関する要件

①契約期間は5年間を基本とし、契約終了後は原状復帰（経年劣化以外）を行い、申請者に返却します。
②年間賃料は対象物件と土地の固定資産税相当額とし、年度末に一括してお支払します。賃料以外（敷金・礼金等）は一切お支払できません。
③改修箇所は事前に相談し、了承を得た後に予算内で改修を行います。
④契約期間中に雨漏り、床、水回り

の配管等、構造上の不具合や老朽化に伴う修繕費用は負担できません。

■申請期間 7月末日まで

※応募いただいた物件は申請期間終了後に物件審査（場合によっては、建築士による住宅診断があります）を行い、採択結果は8月中旬に郵送にてご連絡いたします。

■申請・問合せ先

能登町定住促進協議会（役場2階）
☎（62）0260

ご興味がある方は、まずはお電話でお問い合わせください。

申請については注意事項等があります。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、定住促進協議会事務局にお越しの際は、あらかじめ事前にお電話でご連絡ください。



新 小木のイカ釣り船 アカイカ漁へ 漁場での大漁を期待

5月12日、中型イカ釣り船3隻が、小木港を出港しました。これまで漁場としてきた日本海でのスルメイカ漁が不漁のため、今季から北太平洋でのアカイカ漁に乗り出します。

この日、出港したのは第58金剛丸、第86永宝丸、第18旺貴丸で、家族や親戚、友人らが大漁と無事を祈って見送る中、新たな漁場に向け出港しました。3隻は10日ほどかけて漁場



第86永宝丸

家族らが見送る中、出港する第58金剛丸



に到着し、すでに出港している小木所属船1隻、北海道所属船1隻と合流し、9月末までアカイカ漁を行います。

県漁協小木支所所属のイカ釣り船のうち、残り7隻は例年どおり日本海でのスルメイカ漁に向け、6月上旬に出港します。

アカイカ漁への進出は2年ほど前から計画し、準備を進めていました。県漁協小木支所の山下久弥運営委員長は「初めての漁場ですが、期待の方が大きく、これまでの分を巻き返したい」と意気込みを語りました。今季のアカイカ漁が好調であれば、来年度は他の船も新漁場での漁を検討するとのことです。

また、出港に先立ち、4月24日には、持木町長が、各船主宅や事務所を回り、漁業関係者らを激励しました。

築 春蘭の里にゲストハウス 100年の旧診療所を改修

築100年の旧診療所を改修したゲストハウスが宮地に完成しました。病室を畳敷きの個室にしたほか、診療室や処置室もそのまま内装として活用。グループや家族連れなどが一棟貸し切りで利用できます。

(一社)春蘭の里が国の農山漁村振興交付金を活用して整備したもので、多田真由美代表理事は「古い医療施設の雰囲気を楽しみながら、里山でプライベートな時間を過ごしてほしい」と話しました。



ゲストハウスの仕上がりを確認する多田真由美代表理事(中)

表彰を受けた水さん(左)と坂尻さん



長 民生・児童委員厚生労働大臣特別表彰 年の功績をたたえて

4月28日、役場で民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰伝達式が行われ、水クニ子さん(宇出津)、坂尻洋子さん(真脇)に、持木町長から賞状が手渡されました。

水さんは平成13年から6期18年間、坂尻さんは平成16年から5期15年間、地域福祉の推進に貢献しました。持木町長は「お二人の人柄があったからこそ」とねぎらいの言葉を掛けました。

支 新型コロナウイルス感染症予防対策に 援の輪が広がっています

4/22、27 石川サンケン株式会社

4月22日、石川サンケン株式会社より一般用マスク3,000枚の寄附がありました。

全国的な新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスクは大変貴重なものとなっています。役場を訪れた佐々木学副社長は「少しでも社会貢献できれば」と話しました。

また、27日には、医療用マスク3,000枚を寄附しました。一般用マスクは町内の保育所や放課後児童クラブへ配布しました。医療用マスクは、公立宇出津総合病院で使用されました。

これを受け、町では、石川サンケン株式会社に対し感謝状の贈呈を行いました。



マスクを手渡す佐々木副社長



持木町長から感謝状が贈呈された

4/30 ザ・カントリークラブ・能登

4月30日、ザ・カントリークラブ・能登より一般用マスク1,000枚の寄附がありました。

役場を訪れた佐竹輝昭支配人から、持木町長に手渡されました。



マスクを手渡す 佐竹支配人

4/24 能登ライオンズクラブ

4月24日、能登ライオンズクラブより30万円の寄附がありました。

役場を訪れた谷坊美明会長から持木町長に目録が手渡されました。寄附金は、日頃の募金活動や会員への呼びかけで集められたものです。

谷坊会長は「感染症予防対策や支援に、少しでも役に立てれば幸いです」と話しました。



目録を手渡した谷坊会長



目録を手渡す中市長(中)と西中副会長(左)

5/14 珠洲建設業協会

5月14日、珠洲建設業協会より30万円の寄附がありました。

中市勝也会長と西中順治副会長が役場を訪れ、下野副町長に目録が手渡されました。長引く新型コロナウイルス感染症に対し「経済的にも大変な状況であり、支援活動の一部になれば」と話しました。

【能登町役場】
〒 927-0492
宇出津ト字 50 番地 1
☎ 62-1000 FAX62-4506
4 階 議会事務局 ☎ 62-8540
3 階 総務課 ☎ 62-8532
危機管理室 ☎ 62-8533
秘書室 ☎ 62-8534
企画財政課 ☎ 62-8535
教育委員会事務局 ☎ 62-8537
2 階 建設水道課 ☎ 62-8523
農林水産課 ☎ 62-8524
農業委員会 ☎ 62-8525
ふるさと振興課 ☎ 62-8526
地域戦略推進室 ☎ 62-8527
1 階 住民課 ☎ 62-8510
会計課 ☎ 62-8511
健康福祉課 医療 ☎ 62-8512
児童福祉 ☎ 62-8513
健康推進 ☎ 62-8514
福祉 ☎ 62-8515
包括支援センター ☎ 62-8516
介護保険 ☎ 62-8517
税務課 納税 ☎ 62-8518
収納 ☎ 62-8519
■柳田総合支所 ☎ 76-8300
■情報ネットワークセンター
CATV 放送室 ☎ 76-8301
■内浦総合支所 ☎ 72-2500
■小木支所 ☎ 74-1111
■鶴川支所 ☎ 67-2221

今月の納期 6月30日火									
税料金	軽自動車税	固定資産(都市計画)税	町県民税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢保険料	1期	2期	3期
4月	全期						1	2	3
5月		1							
6月			1						
7月		2		1	1	4			
8月			2	2	2	5			
9月				3	3	6			
10月			3	4	4	7			
11月				5	5	8			
12月		3		6	6	9			
1月			4	7	7	10			
2月		4		8	8	11			
3月				9	9	12			

3月25日、町指定棚田地域振興協議会の設立総会が、役場で開かれ、令和2年度から5カ年の「指定棚田地域振興活動計画」を承認しました。

棚田保全へ振興計画 棚田振興協議会を設立

町社会福祉協議会では、日常生活における法律に関する悩みを相談できる弁護士無料法律相談所を開催します。
日時 6月12日(金) 13時半～15時半
場所 老人福祉センター 笹ゆり荘
予約 前々日までの予約が必要です。
※1人の相談時間は約30分間、今回は4人の方がお申し込み頂けます。
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、電話相談になることがあります。
町社会福祉協議会 ☎ (72) 2322

弁護士無料法律相談所開催 お気軽にご利用ください

お知らせ

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため、次の点にご注意ください。
・川や湖、池などで釣ったコイを、他の川や湖、池などに放さない。
・飼っているコイや死んだコイを、川や湖、池などに放したり捨てたりしない。
・コイヘルペスウイルス病は、人

川の環境を守ろう コイを放さないで

指定棚田地域は当目、黒川、鮭尾の計約43畝。計画は国に申請し、認定後は中山間地域等直接支払交付金の加算などの支援が受けられます。協議会は12人で構成し、役員は次のとおりです。
会長 川崎時夫、副会長 五田孝一
監事 竹本勝栄(敬称略)

棚田米のブランド化、里山暮らしの体験メニュー充実や特別住民の認定制度による関係人口拡大、特産品開発などに取り組めます。

お知らせ

新型コロナウイルス感染症により農業者が感染者または濃厚接触者となり、農作業が困難となった場合の業務継続について、県・JAGグループ・町が連携した支援体制を構築しました。
JAG管内域を越えて代替作業者を紹介しますので、万が一の際には最寄りのJAGにご相談下さい。

新型コロナ対策 営農継続支援体制を構築

に感染しないため、感染したコイを触れても食べても影響はありません。
・コイの大量死を発見した場合はご連絡をお願いします。
連絡先 県庁水産課 ☎ 076(225)1652
県内水面水産センター ☎ 0761(78)3312
役場農林水産課 ☎ (62) 8524

上質の能登牛食べて！ 真脇ポーレポーレが認定店

ニュース

県産のブランド和牛「能登牛」を常時取り扱う「能登牛認定店」に、宿泊施設「真脇ポーレポーレ」が認定されました。
「宿泊施設」部門の認定は町内初で、能登牛のしゃぶしゃぶやステーキを楽しむ「能登牛会席」など、多彩な宿泊プランを提供しています。
認定は、県内の畜産関係団体や県などで行く「能登牛銘柄推進協議会」による制度。これまでに町内では、真脇ポーレポーレのほか、販売店部門に3施設、飲食店部門に6施設が認定されています。

能登牛

瑞宝単光章
下進さん
(72) = 柳田

春の叙勲

ニュース

6月は児童手当の 現況届提出月です

児童手当を受給している人は、毎年6月中に現況届の提出が必要です。この届出は、児童手当を引き続き受給できる要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。
提出がない場合は、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。町から案内を送付しますのでご提出をお願いします。

受付期間 6月1日(日)～30日(火)
提出先 役場健康福祉課、内浦・柳田総合支所、鶴川・小木支所
【持参するもの】
①児童手当・特例給付現況届(必要事項を記入)
②印鑑(シャチハタは不可)
③健康保険被保険者証の写し(厚生年金加入の人)
※児童と住所が異なる場合は別居監護申立書が必要です。
健康福祉課 児童手当係 ☎ 62-8513

春の叙勲が発令され、能登町では下進さん、上乘秀雄さんが受章されました。



瑞宝双光章
上乘秀雄さん
(75) = 宇出津

上乘さんは、昭和44年に教員として採用され、平成17年に退職するまで36年の長きにわたり教育に情熱を注ぎました。
平成元年からの12年間は、県教育委員会事務局に勤務し、現在も続いている生涯学習振興大会講座「県民大学校」の立ち上げに尽力しました。県教育次長を経て、能登北辰高等学校長、飯田高等学校長を歴任しました。退職後には、自然体験施設「ケロンの小さな村」を開園。子どもたちに解放するなど、幅広い教育活動に精力的に取り組んでいます。
受章で「多くのお祝いや励ましの言葉をいただいたのが一番の喜び」と話す上乘さん。直近では能登高校としいたけ原木栽培を予定しています。「身体の続く限り、仲良く、楽しく過ごしていきたい」と力を込めました。



「鯨寄れば七浦潤す」「鯨寄れば七浦賑わう」という言葉があるように、クジラは捨てるところのない宝の山であり、江戸時代の村々では副収入として潤いを与えてくれるものでした。矢波日吉神社の奉納額鯨捕り絵図（町指定文化財）は、弘化2年（1845年）9月15

■クジラが来た!!

のどちよう 歴史と文化のトビラ

その十四

日に、矢波海岸で捕鯨が行われた様子を描いたもので、クジラを前後左右から船で巻き寄せて捕えている逞しい漁民の動きを巧みに描いています。絵図の作成経緯については裏面に詳細な記述があり、15日夕方に7尋（約12m）のクジラが網に入ったが矢波村では対応ができず、隣村の波並村へ応援を要請して捕獲。「大魚」だったので、村の人々に配分したと記されています。町内では捕鯨を描いた図として、神目神社に奉納された3点の図（町指定文化財）が有名で、うち一点は、梅鉢紋が描かれた幕が見ることなどから、嘉永6年（1853年）に加賀藩第13代藩主前田斉泰が能登の海防対策のための巡視中、藤波の浜で捕鯨を見物した際のものと考えられています。

日吉神社の奉納額クジラ捕り絵図

矢波の日吉神社は、大山咋命、建御名方神を祭神とし、創建は嘉永5年（1852）正月7日の火災のため社記等焼失したことにより不明であるという。本図は、神社拝殿入口右手にかかけられ、縦58.5cm、横157.5cmを測る。彩色の剥落や画面の汚れが目立つが、江戸時代の捕鯨技術を知る資料として注目される。作者については「城渚」とあるものの、詳細は不明。平成29年に能登町指定文化財となった。

町教育委員会事務局 ☎ 62-8537

能登町石川県産材利用促進事業

住宅の新築や改築は県産材で！

住宅の新築や改築に県産材を使うと町の補助金が受けられます。

■補助金交付対象者

町内に自らが居住するために、次の①～⑤のいずれにも該当する住宅を新築もしくは増改築する、または新築住宅を購入する人が対象です。

- ①県産材使用量が7㎡以上であること。ただし、平成30年度中に契約が完了したものは5㎡以上であること
- ②原則として、住宅等の引渡日が事業実施年度内であること
- ③県の認定する「県産材住宅ビルダー」が建築する住宅であること
- ④新築の場合、床面積が70㎡以上であること
- ⑤「民間施設県産材需要創出モデル推進事業」における補助金助成の採択を受けていないこと



■補助金額

県産材使用量 (㎡/件)	補助金額 (円/件)
20以上	60,000
7~20未満	40,000

農林水産課 ☎ 62-8524

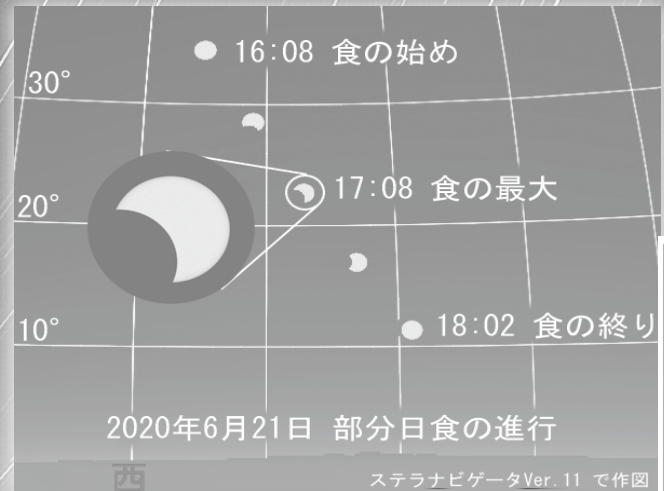
続☆星のささやき「夏至と部分日食」

岡星の観察館「満天星」 ☎ 76-0101



今年の「夏至」は6月21日です。一年で最も昼の時間が長い日として知られていますね。天文学的には「太陽黄経が90度」になった瞬間が夏至です。その時刻を含む日を、暦の上で「夏至」としています。年によって夏至の時刻は変化するので、日付は一定ではなく、1日ほど前後します（春分、秋分なども同じように変化します）。ちなみに2018年は6月21日、2019年は6月22日でした。ところが、今年から2055年まではずっと6月21日で、同じ日付が長く続く周期に入ります。

さて、そんな夏至の日の夕方、「部分日食」が起こります。右上の図に示したとおり、午後4時



8分頃、太陽の下の方から欠け始め、午後5時8分頃に最大（食分0.46）となり、午後6時2分頃終了します。

部分日食は、月が太陽の一部分を隠す現象ですが、いくら隠され

年	夏至の日付
2015	6月 22日
2016	6月 21日
2017	6月 21日
2018	6月 21日
2019	6月 22日
2020	6月 21日
2055	6月 21日
2056	6月 20日

< 近年と今後の夏至の日付 >

ていても、直接見ることは危険です。必ず専用の日食グラスなどを使って、安全に観察しましょう。

ふるさとの魅力を再発見

宇出津公民館

「追録 宇出津物語」



宇出津公民館では、「宇出津びと育成事業」の一環として、宇出津地区の歴史や文化をまとめた冊子「追録 宇出津物語」を発行しました。

「宇出津物語」は、前公民館長の佐野勝二さんが、「ごいた」や鯨食などの食文化や生活文化について町民への聞き取りや文献調査を進め、公民館だよりのコラムに掲載していたものを、平成29年に冊子にまとめたものです。1,000部の在庫がなくなり、今回再発行に併せて、あばれ祭りなど4テーマを加筆、全15話の追録版としてまとめました。500部を発行し、希望者には宇出津公民館で配布しています。県外からの問い合わせもあり、すでに200部ほどが出ているとのことです。

佐野さんは「自宅で楽しみながら宇出津の良さをあらためて知って欲しい」と話しました。

上町公民館

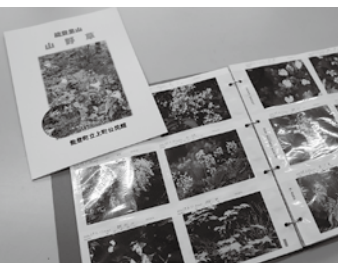
「能登里山 山野草」

上町公民館では、「特色ある公民館活動」の一環として、「能登里山 山野草」を発行しました。

上町小学校の廃校・整理の際に見つかった写真アルバム「柳田村の植物」（昭和60年作成）を元に編集しました。劣化の進んだ写真を修復したほか、新たに解説文を加え、植物図鑑として完成させたものです。柳田地区に自生する植物113種類を紹介しています。

500部を作成し、上町地区の全世帯に配布したほか、希望者には350円の実費で提供されます。町外からの問い合わせもあるとのことです。

上町公民館の中玲子主事は「柳田の植物に親しみ、自然を大切に作るきっかけにしたい」と話しました。





カギかけの徹底を
6月9日はロックの日



車も家も自転車も
必ずカギをかけましょう

■いっときだけやき
■いなかやし
■とられるもんないし
などと油断してはいけません



家の中が荒らされ金品盗難
鉢合わせになり危険な目に遭う
※こんなことが起こるかもしれません
防犯の基本はカギかけです

電話でのお金の話しは詐欺です

- 医療費の払い戻しがある
- 保険料・税金の払い戻しがある
- A T Mの操作で還付金は戻りません
- その電話はほんとに息子さん？



●珠洲警察署 ☎ 82-0110
●能登庁舎 ☎ 62-1334

町営住宅入居者募集

■募集期間…6月15日㊤まで

■対象住宅

桜木住宅 鷺川30字1番地

・1号棟134号、3DK

家賃 月額19,200円～28,500円

(裁量世帯は上限額44,000円)

・2号棟221号、2DK(※事故住宅)

家賃 月額15,700円～23,300円

(裁量世帯は上限額36,000円)

・2号棟232号、234号、235号、

3DK

家賃 月額19,200円～28,600円

(裁量世帯は上限額44,200円)

九十九団地 小木3丁目8番地

・3-3号、2LDK

家賃 月額13,900円～20,700円

(裁量世帯は上限額31,900円)

※家賃は所得により変動します。

姫団地 姫3丁目36番地

・1号棟107号、2DK

家賃 月額25,000円

鷺川駅前団地 七見字2番地8

・1号棟102号、3DK

家賃 月額45,000円

さくら団地 柳田龍部14番地

・3号棟1番、3LDK

家賃 月額30,000円

■入居可能日…7月1日㊤

■入居資格

①町に住所を有する人(予定者を含む)

②住宅に困窮していることが明らかな人

③町税などの滞納がない人

④入居者の所得月額が次の基準内

桜木・九十九…158,000円

(裁量世帯259,000円)以下

姫・鷺川駅前・さくら…158,000円以上

⑤入居者全員が暴力団員でないこと

⑥単身よりも複数人の世帯を優先

裁量世帯…「身体1級～4級、精神1級～3級、知的AまたはBと認定された障がい者がいる世帯」「申し込み者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯」「小学校就学前の子どもがいる世帯」のいずれかに該当する世帯。

事故住宅…住戸内等において人身事故の発生した住宅や、孤独死で発見が遅れた等の住宅です。入居されるまでには補修を行い、使用においては他の住宅と何ら変わりありません。事故の原因等については記載以外のことはお答えできません。

入居後、事故住宅であることを理由として他の住宅へのあっせんを受けることができませんので、充分ご理解の上でお申込みください。

■敷金 家賃の3カ月分

●建設水道課 ☎ 62-8523



桜木住宅

中止のお知らせ

能登町消防団訓練大会

例年6月に開催している「能登町消防団訓練大会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本年度は中止となりました。

消費生活トラブル対策

新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法にご注意を！！



特別定額給付金の給付や、マスクの全戸配布の実施など、
新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪質商法等の
増加が懸念されています。



大切なのは、すぐに相談することです。「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください！

トラブル事例

- ・行政機関の職員を名乗り、銀行口座などの個人情報聞き出す不審な電話があった
- ・携帯電話会社を名乗り、コロナ関係の助成金を給付するとのメールが届いた
- ・身に覚えのないマスクが家に届いた
- ・中央省庁を名乗り、検査キットを送ると電話があり、家族構成などを聞かれた



ひとこと助言

- 怪しい電話はすぐに切り、メールは無視しましょう
- 不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう

相談窓口

- ・新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン ☎ 0120-213-188
- ・町消費生活相談窓口 ☎ 62-8510
- ・消費者ホットライン 局番なしの ☎ 188
- ・奥能登広域消費生活センター
(のと里山空港ターミナルビル4階)
☎ 0768-26-2307



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター 「イヤヤン」

一人で
悩まず、
まずは相談

のと海洋ふれあいセンター ヤドカリ学級

磯のカニをつかまえよう！

磯にはたくさんのカニがすんでいます。

つかまえてその種類を調べてみよう！

日時 6月13日㊤ 13:30～15:30

定員 20人

対象 どなたでも参加できます。

小学校低学年以下の方は保護者同伴をお願いします。

持ち物 動きやすい服装、着替え、タオルなど

場所 のと海洋ふれあいセンター海の自然体験館、磯の観察路

費用 無料(高校生以上は入館料210円が別途必要)



申込先・詳しくは

●のと海洋ふれあいセンター

☎ 74-1919、FAX74-1920

E-mail: nmci@notomarine.jp



入札結果

4月15日～5月14日

契約金額500万円以上の入札結果です。

全入札結果は町ホームページに掲載しています。

●企画財政課

☎62-8535

件名	場所	担当課	契約額	落札者
令和2年度 能登町公共施設個別施設計画策定支援業務	管内	企画財政課	17,050,000円	(株)計画情報研究所